

北区 DX 推進アドバイザー業務委託  
プロポーザル実施説明書

令和 5 年 8 月

東京都北区

## 第1 業務の概要

### 1. 件名

北区 DX 推進アドバイザー業務委託

### 2. 目的

北区では、複雑化・多様化する制度や区民ニーズへの対応はもちろん、新型コロナウイルス感染症に代表される、未曾有の状況下においても安定的で質の高い行政運営を持続させていくため、データやデジタル技術等を用いて業務を最適化するデジタル・トランスフォーメーション（以下、「DX」という。）を進めていくことが求められている。

一方、業務そのものの仕組みを分析し、DX を取り入れた形で再構築していく過程においては、職員の知識や経験のみで行うことが困難であるうえ、より先見的で戦略的な思考が求められている。これらの背景を踏まえ、当区における DX をこれまで以上に着実かつスピード感をもって推進するため、専門的知見や独自のノウハウを持つ民間事業者の助言や支援を受けることで区民の利便性向上や職員の働き方改革を実現するための業務委託をすることを目的とする。

### 3. 業務内容

(1) 委託内容：別紙1「仕様書」とおり

(2) 委託期間：契約締結日の翌日から令和6年3月29日（金）まで

(3) 予定価格：300万円（税込）

※ 上記予定価格の範囲内で提案すること。なお、予定価格を上回る場合は、審査の対象とならない。

※ 最低制限価格は設定しない。

## 第2 公募型プロポーザル参加者に要求される資格等

当該プロポーザルの参加資格は、参加表明書の提出期限である令和5年9月4日現在において、以下の要件を全て満たしているものとする。なお、DX 推進アドバイザーとは、受注者における統括責任者のことをいう。

### 【基本的要件】

1. 対象業務における北区での競争入札参加資格を有していること。
2. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
3. 東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準（14北総契第360号平成15年3月28日区長決裁）による指名停止期間中でないこと。
4. 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、北区が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にない者。

【その他要件】：DX 推進アドバイザーは、以下の 5～7 のすべてを満たすこと。

5. デジタルに関する専門知識・技術を有し、企業及び自治体に対し支援等の実績がある者。
6. IT 企業等でデジタル関連業務の管理職として 5 年以上在籍した者。
7. 自治体（特別区又は人口 20 万人以上の市）のデジタル関連支援事業の責任者として 1 年以上の実務実績のある者。
8. プロポーザル参加者が契約締結までの間に、上記 1 から 7 までに規定する参加資格を有しなくなった場合又は提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。

### 第 3 募集から契約交渉順位決定までのスケジュール（予定）

令和 5 年 8 月 25 日（金）	プロポーザル公告／区ホームページ掲載 参加表明書の受付開始
令和 5 年 9 月 4 日（月）正午	プロポーザルに関する質問の受付開始 参加表明書の提出期限
令和 5 年 9 月 6 日（水）	プロポーザルに関する質問の受付締切 質問に対する回答期限
令和 5 年 9 月 12 日（火）正午	提案書提出期限
令和 5 年 9 月下旬頃	第一次審査結果通知
令和 5 年 10 月上旬頃	第二次審査（プレゼンテーション）実施
令和 5 年 10 月中旬頃	第二次審査結果通知（交渉順位決定）

### 第 4 提案書の審査基準及び審査方法

1. 審査基準：別紙 2「評価項目と配点」のとおり
2. 審査方法：審査委員会による二段階審査方式

#### (1) 第一次審査

提案書等の提出書類を審査し、上位 3 社程度を選定する。

#### (2) 第二次審査

1 事業者当たり 15 分以内でプレゼンテーションを行い、その後、選定委員から 15 分程度のヒアリングを行う。

- ① プレゼンテーション審査はすべて web 会議システムでの実施とする。
- ② 出席者は 3 名以内とし、プレゼンテーション及び質疑応答については、本件を担当する DX 推進アドバイザーを中心に実施するものとする。
- ③ web 会議システムは本区にて準備したもの（webex）を利用し、参加すること。
- ④ 発注者は、web 会議システムが安定稼働できるよう、通信環境等を整えるよう努めるが、当日の環境等不測の事態により、web 会議システムが満足に稼働しなかった場合、その責を負わないものとする。
- ⑤ 質疑応答におけるタイムラグにつき、満足な回答時間が得られない場合についても同様とする。

- ⑥ web 会議システムにおける背景は、ぼかし又は無地の壁とし、社名及び製品名等が投影されることのない場所を確保すること。バーチャル背景等の使用は不可とする。
- ⑦ プレゼンテーション審査実施中は、カメラを ON にすること。カメラを OFF とすることは認めない。また、契約締結後に本業務を担当するもの以外の出席及び聴講は認めないこととする。

## 第 5 プロポーザル実施説明書の公表・配布

1. 公表期間  
令和 5 年 8 月 25 日（金）から 9 月 4 日（月）正午まで
2. 公表方法
  - (1) 北区ホームページ
  - (2) 入札室前掲示板（北区役所第二庁舎 3 階）
  - (3) しごと連携担当課窓口（北区役所第一庁舎 3 階 16 番）
3. 配布方法  
北区ホームページからダウンロードすること。（様式のダウンロードは 9 月 12 日まで可能です）

## 第 6 プロポーザル参加手続きに関する事項

1. プロポーザル参加表明に関する事項
  - (1) 提出書類
    - ① 参加表明書（様式 1）
    - ② 事業者概要（様式 2）
    - ③ 会社の概要が分かるパンフレット等
    - ④ 「東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票」の写し（裏面印鑑証明部分も含む）
  - (2) 受付期間  
令和 5 年 8 月 25 日（金）から 9 月 4 日（月）正午まで
  - (3) 提出方法  
郵送又は持参（9 月 4 日（月）必着）
  - (4) 提出場所・問い合わせ先  
〒114-8508  
東京都北区王子本町 1-15-22  
北区政策経営部しごと連携担当課（第一庁舎 3 階 16 番）  
電話：03-3908-1226（直通）  
E-mail：[shigotorenkei-ka@city.kita.lg.jp](mailto:shigotorenkei-ka@city.kita.lg.jp)

## 2. 実施説明書及び仕様書その他プロポーザルに係る質問

### (1) 受付期間

令和5年8月25日（金）から9月4日（月）正午まで

### (2) 質問方法

- ① 電子メールでのみの受付とする。
- ② 宛先：[shigotorenkei-ka@city.kita.lg.jp](mailto:shigotorenkei-ka@city.kita.lg.jp)
- ③ メールの件名は下記のとおり記載すること。  
北区DX推進アドバイザー業務委託に関する質問（会社名）
- ④ 文書は日本語で記述し、会社名、部署、担当者氏名、電話番号、メールアドレスを併記すること。

### (3) 回答方法

令和5年9月6日（水）までに区ホームページに掲載する。

なお、回答に当たっては、質問をした者の会社名等は伏せて行うこととする。また、質問をした者に対しては、区ホームページに掲載した旨の確認の連絡を事務局からメールにて送信する。

## 3. 提案書の提出に関する事項

### (1) 提出書類

- ① 提案書等の提出について（様式3）
- ② 実績調書（事業者）（様式4）
- ③ 実績調書（DX推進アドバイザー）（様式5）
- ④ 価格提案書（様式6）  
※ 見積書の内訳については、本業務の合計額についての税抜額及び消費税額を別々に記載し、それらの合計を税込額で明記すること。
- ⑤ 企画提案書（様式7）  
※ 提案書の提出者が特定できるような記載は行わないこと。

### (2) 提出期限

令和5年9月12日（火）正午まで

### (3) 提出方法

(2)の提出期限までに、(5)に記載する提出場所へ電子メールにて提出すること。電子メール送付後は必ず(5)に記載する電話番号に連絡すること。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(会社名) 応募申し込み書類提出」とすること。

提出書類の原本については、(2)の提出期限までに郵送すること。なお、持参する場合は、(5)に記載する場所へ持参すること。

### (4) 提出部数（原本）

各1部

#### (5) 提出場所

〒114-8508

東京都北区王子本町 1-15-22

北区政策経営部しごと連携担当課（第一庁舎 3 階 16 番）

電話：03-3908-1226（直通）

E-mail：shigotorenkei-ka@city.kita.lg.jp

## 第 7 審査結果の通知（予定）

### 1. 第一次審査

提案書等の提出のあったものに対して、令和 5 年 9 月中旬以降、書面により審査結果を通知する。

### 2. 第二次審査

審査委員会で決定した契約交渉順位第 1 位及び第 2 位の者に対して、令和 5 年 10 月中旬までに書面により通知する。

### 3. 上記 2 の契約交渉順位第 2 位までに入らなかった者に対して、理由を付し、令和 5 年 10 月中旬までに書面により通知する。

### 4. 上記 3 の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して 7 日（東京都北区の休日を定める条例（平成元年 3 月東京都北区条例第 1 号）第 1 条に規定する区の休日（以下、「休日」という。）を除く。）以内に、書面により所管課長に対して説明を求めることができる。

### 5. 所管課長は、上記 4 に基づく説明を求められた時は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日（休日を除く。）以内に、書面により回答する。

### 6. 上記 5 の回答を受理した者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して 10 日（休日を除く。）以内に、区長に対して不服を申し立てることができる。

## 第 8 受託候補者の選定及び公表

受託候補者は、第一次審査及び第二次審査の結果を合わせ、総合的に判断し、契約交渉事業者候補第 1 位及び第 2 位を選定する。

なお、審査の透明性を図るため、本公募の応募状況、受託候補者等については、審査終了後、北区ホームページにて公表する。

## 第9 その他の留意事項

### 1. 無効となる参加表明書又は企画提案書等

参加表明書又は企画提案書等が次の条件の一つに該当する場合には無効とする場合がある。なお、無効となった時点でプロポーザルの参加者を失格とし、指名停止措置を行うことがある。

- (1) 提出方法、提出場所及び提出期間に適合しないもの。
  - (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
  - (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
  - (5) 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
2. 参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出に伴った費用の全ては、参加表明書及び企画提案書等提出者の負担とする。
  3. 参加資格条件等を確認するため、必要に応じて資料の提出を求める場合がある。
  4. 提出期間以降における参加表明書又は企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
  5. 提出された参加表明書及び企画提案書等は、審査を行うにあたり、必要な範囲において、複製を作成することがある。
  6. 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。なお、提出された参加表明書及び企画提案書等は、本業務委託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
  7. 参加表明書の提出後、応募の辞退をする場合は、プロポーザル参加辞退届（様式8）を提出すること。
  8. 本区からの連絡事項は、原則電子メールを使用する。なお、電子メール等の通信事故については、北区はいかなる責任も負わない。
  9. 提出書類の窓口での受付は、各提出期間内の休日を除く9時から17時までとする。ただし、受付最終日については正午までとする。
  10. 個人情報等に関する取り扱いについては、別紙3「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」によるものとする。
  11. この説明書に定めるもののほか、必要な事項については、審査委員会が定める。

## 第10 問い合わせ先

〒114-8508

東京都北区王子本町1-15-22

北区政策経営部しごと連携担当課（第一庁舎3階16番）

担当：小口 洋

電話：03-3908-1226（直通）

E-mail：shigotorenkei-ka@city.kita.lg.jp